

申請手数料表

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

■確認検査業務手数料（非課税）

1. 業務区域 : 全国
2. 対象建築物等 : 建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる建築物、建築基準法施行令第 138 条で指定する工作物、建築基準法施行令第 146 条で指定する建築設備、建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の規定による認定
但し、北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県（仙台市を除く。）、秋田県、山形県、福島県、東京都（島しょ部に限る。）、新潟県（新潟市を除く。）、富山県、石川県（金沢市を除く。）、福井県、長野県、鳥取県、島根県、岡山県（岡山市を除く。）、広島県（広島市を除く。）、山口県、徳島県、香川県、愛媛県（松山市を除く。）、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県（熊本市を除く。）、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域は、一棟あたりの申請延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物並びに当該建築物と同一敷地内にある建築物、工作物及び建築設備とする。
3. 申請手数料は、申請部分の床面積の合計及び種別①-1～②-3により定めています。

（表－1）

種 別	区 分
①-1	一戸建て住宅(兼用住宅は令第 130 条の3に規定するものに限る、以下同じ)又は①に付属する物置・車庫等の建築物で、建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げるもの及び建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けたもの ※構造審査を行う必要があるものは①-2～4 とする
①-2	一戸建て住宅で、階数が 2 以下のもの(①-1 を除く)
①-3	一戸建て住宅で、階数 3 のもの(①-1 は除く)
①-4	長屋、共同住宅、及び上記①-1～3 以外の一戸建て住宅
②-1	建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物(①を除く)
②-2	倉庫、配送センター、車庫、工場(他用途(事務所等)がある場合は概ね全体の 1/5 未満の場合に限る)(①、②-1 を除く)
②-3	上記以外のもの

◆ 確認申請手数料

● 審査手数料

（建築物）（表－2）

※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内の建築物は本表内床面積「100 ㎡」を「50 ㎡」と読み替えて適用します

※東京都・神奈川県内の建築物は本表内の審査手数料の 2 割を加算します。

単位 : 円

申請部分の床面積の合計	種 別						
	①-1	①-2	①-3	①-4	②-1	②-2	②-3
100 ㎡以内	25,000	82,000	95,000	108,000	48,000	108,000	148,000
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	35,000						
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	48,000	108,000	128,000	132,000	88,000	128,000	198,000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	98,000	128,000	148,000	198,000	108,000	148,000	280,000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	見積対応	見積対応	見積対応	280,000	見積対応	220,000	380,000
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内				380,000		280,000	420,000
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以内				420,000		380,000	520,000
4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内				498,000		440,000	620,000
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内				650,000		620,000	700,000
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内				880,000		720,000	900,000

20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内	見積対応	見積対応	見積対応	990,000	見積対応	920,000	1,000,000
30,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内				1,180,000		980,000	1,200,000
40,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内				1,260,000		1,080,000	1,400,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内				1,700,000		1,480,000	1,800,000
100,000 m ² を超える	見積対応						

(建築設備・工作物) (表-3)

単位 : 円

昇 降 機	小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証 を受けたもの	左記以外
	38,000／1 基	28,000／1 基	48,000／1 基
工 作 物	令第 138 条第 1 項第二号・第三号・第五号の工作物(例:広告塔、広告板、鉄塔、擁壁)		
	右記以外	高さが 15mを超える (特殊形状なものを除外)	特殊形状なもの
	48,000／1 基	98,000／1 基	見積対応
	令第 138 条第 1 項第一号・第四号又は同条第 2 項の工作物		
	見積対応		

◆共通

1. (表-2-1) 左欄の審査項目が該当する建築物の申請手数料は、当該審査手数料に同表右欄の料金を加算します。

(表-2-1)

単位 : 円

審 査 項 目	加算額
天空率 (申請部分の床面積が 500 m ² 未満の場合)	審査手数料の 2 割
天空率 (上記以外)	斜線規制 (道路・隣地・北側) 毎に 審査手数料の 2 割
特殊設備 (告示浄化槽)	審査手数料の 2 割
特殊設備 (機械排煙設備)	審査手数料の 2 割
日影	審査手数料の 2 割
バリアフリー法	審査手数料の 2 割
避難安全検証法 (大臣認定は除く)	審査手数料の 4 割
耐火性能検証法 (大臣認定は除く)	審査手数料の 4 割
延焼防止建築物等 (令 136 条の 2 第一号口、第二号口) 木三共・木三学 (告示 255 号 第一 三号及び四号)	審査手数料の 4 割

2. 一の建築物の中、又は同一敷地内に複数の(表-1)の種別が混在する場合は、原則として(表-1)の種別②-3 の手数料を適用します。
3. 増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕及び大規模の模様替の場合の申請手数料は、(表-2)の「申請部分の床面積の合計」には申請以外の部分 (同一棟の部分に限る)の床面積を加算します。ただし、既存建築物部分に検査済証が無い場合若しくは検査済証交付後に工事が行われている場合は、別途見積加算します。
4. 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
5. (表-1)の種別①の住宅申請に於いて、省エネ適合性判定適用除外(仕様規定審査)の場合は、審査手数料に 22, 000 円/住戸を加算します。
6. 建築物の確認申請において昇降機を併願申請する場合は、審査手数料に(表-3)の該当する審査手数料を加算します。
7. 紙面にて申請を行う場合は、審査手数料に当該審査手数料の 2 割を加算します。

◆計画変更確認申請

1. 計画変更確認申請の手数料は、原則として平成 11 年 4 月 28 日付建設省指発第 202 号通達の第 4 の 1 に示す方法で算定します。
2. 他の機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし(元の申請部分の床面積を含める)手数料を算定します。
3. (表-1)の種別①-2~4 における構造審査を伴わない計画変更確認申請は、(表-1)の種別①-1 の手数料を適用します。
4. 2025 年 3 月 31 日までに着工した物件の計画変更確認申請は、2025 年 2 月 1 日改定の申請手数料表を適用します。

◆構造

1. (表-2-2)左欄の審査項目が該当する建築物の申請手数料は、当該審査手数料に同表右欄の料金を加算します。

(表-2-2)

単位：円

審査項目		加算額
特定天井等（特定天井・落下防止）		審査手数料の2割
構造計算適合性判定が必要な建築物の図書整合性審査 ※構造別棟単位で加算		20,000
土砂災害特別警戒区域の規制により構造審査を要するもの		50,000
構造ルート2基準審査 ※構造別棟単位で加算	1,000㎡以内	140,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	190,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	210,000
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内	290,000
	50,000㎡を超える	530,000

- 構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合、2棟目から1棟を増ごとに審査手数料の2割を加算します。
- 構造性能評価、任意の構造安全審査を受けたものの申請手数料は、該当する審査手数料の2割を減額します。
- 塔状比が6を超える建築物(前項に該当するものを除く)は任意の構造安全審査の評定書を添付してください。
- 構造部材の断面検討を一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている場合は別途見積加算します。
- 増築等の計画で耐震診断・補強に関する図書を添付する場合は、当社耐震評定委員会その他第三者機関による評定書を添付してください。
- 2以上の構造を併用した構造計算書の審査、限界耐力計算を用いた場合は別途見積加算します。

◆工作物

- 工事区域内に数ヶ所または数種類の工作物がある場合は、1申請であっても1基ごとの手数料の加算になります。
- 建築物に設置する工作物の申請手数料は、設置する建築物の床面積の1/2の審査手数料を加算します。ただし、建築物の確認申請を当社で同時に行っている場合は除きます。
- 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転、運動等が伴うもの)は、任意の構造安全審査の評定書を添付してください。

◆昇降機

- 昇降機単独(設置する建築物の確認申請を弊社で行っていないもの、又は建築物の増築確認申請を伴わない増設等)の申請手数料は、1申請につき20,000円を加算します。

◆ 中間検査申請手数料

(建築物) (表-4) ※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内の建築物は本表内床面積「100㎡」を「50㎡」と読み替えて適用します

単位：円

申請部分の床面積の合計	種 別	
	① -1	① -1 以外
100㎡以内	24,000	56,000
100㎡を超え200㎡以内	32,000	
200㎡を超え500㎡以内	68,000	
500㎡を超え1,000㎡以内	98,000	128,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	見積対応	200,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内		250,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内		300,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内		350,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内		450,000
10,000㎡を超える	見積対応	

- 中間検査の申請部分の床面積は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。
- 一団地の総合的計画、連担建築物設計制度等の敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要になります。ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を申請毎に加算します。
- 当社で確認済証を交付していない建築物等の中間検査手数料は、(表-2、3)の確認申請手数料を加算します。
- 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料に相当する額が追加となります。
- 2025年3月31日までに着工した物件の中間検査申請は、2025年2月1日改定の申請手数料表を適用します。
- 法改正に基づく追加図書添付書を提出する場合は、当該建築物の確認申請時の手数料と2025年4月1日改定の確認申請手数料の差額を加算します。ただし第1回目の中間検査時に差額をすでに受領している場合を除きます。

◆ 完了検査申請手数料

(建築物) (表－５) ※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内の建築物は本表内床面積「100㎡」を「50㎡」と読み替えて適用します

単位：円

申請部分の床面積の合計	種 別						
	①-1	①-2	①-3	①-4	②-1	②-2	②-3
100 ㎡以内	27,000	60,000	72,000	88000	48,000	78,000	98,000
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	35,000						
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	80,000	108,000	118,000	148,000	88,000	118,000	148,000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	98,000	128,000	148,000	248,000	108,000	198,000	268,000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	見積対応	見積対応	見積対応	340,000	見積対応	280,000	360,000
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内				360,000		320,000	380,000
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以内				380,000		340,000	400,000
4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内				460,000		380,000	480,000
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内				660,000		480,000	680,000
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内				780,000		660,000	800,000
20,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内				880,000		780,000	920,000
30,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内				980,000		880,000	1,080,000
40,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内				1,280,000		980,000	1,320,000
50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内				1,680,000		1,280,000	1,800,000
100,000 ㎡を超える	見積対応						

(建築設備・工作物) (表－６)

単位：円

昇 降 機		小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証 を受けたもの	左記以外	
		5 基以下	38,000／1 基	28,000／1 基	68,000／1 基
		6 基以上 9 基以下	32,000／1 基	24,000／1 基	59,000／1 基
		10 基以上	30,000／1 基	22,000／1 基	56,000／1 基
工作物(1 件につき)		令第 138 条第 1 項第二号・第三号・第五号の工作物 (特殊形状なものを除く)		左記以外の工作物	
		58,000／1 基		別途見積り	

- 避難安全検証法(評定・大臣認定を含む)・延焼防止建築物等(令136条の2第一号ロ、第二号ロ)による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、(表-5)の該当する手数料の3割を加算します。
- 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を申請毎に加算します。
- 当社で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、(表-2、3)の確認申請手数料を加算します。
- 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料に相当する額が追加となります。
- 一の建築物の中、又は同一敷地内に複数の(表-1)の種別が混在する場合は、原則として(表-1)の種別②-3の手数料を適用します。
- (表-6)の昇降機の基数は、昇降機が設置される建築物及び昇降機の確認申請を弊社で行っており、同一昇降機メーカー、同一申請地及び同日に完了検査を行う基数の合計数です。
- 軽微な変更説明書が提出されている完了検査手数料は、(表-5)の手数料の1割を加算します。((表-5)①-1は除く)
- 当社で仮使用認定通知書を交付している建築物の(表-5)の申請部分の床面積の合計は、申請部分の床面積の合計から仮使用認定されている部分の床面積の1/2を除いた床面積とします。
- 当社で審査に関わっていない適合判定通知書等(※)による②の建築物の完了検査手数料は、省エネ適合性判定料金を加算します。
(※)適合判定通知書等とは、省エネ適合性判定通知書、低炭素認定書、性能向上計画認定書(建築物省エネ法第30条)をいう。
- 検査追加説明書については、計画変更確認申請の手数料算定方法で算定した(表-2)の確認申請手数料に相当する額が追加となります。
- 建築物の完了検査において昇降機の併願申請がある場合は、完了検査申請手数料に(表-6)の該当する完了検査申請手数料を加算します。
ただし、昇降機の仮使用認定を受けている場合を除きます。
- 2025年3月31日までに着工した物件の完了検査申請は、2025年2月1日改定の申請手数料表を適用します。

14. 法改正に基づく追加図書添付書を提出する場合は、当該建築物の確認申請時の手数料と2025年4月1日改定の確認申請手数料の差額を加算します。ただし中間検査にて差額をすでに受領している場合を除きます。

◆ 仮使用認定申請手数料（仮使用認定手数料には現場検査も含みます）

（建築物）（表－7－1）※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内の建築物は本表内床面積「100㎡」を「50㎡」と読み替えて適用します

単位：円

申請部分の床面積の合計	種 別						
	①-1	①-2	①-3	①-4	②-1	②-2	②-3
100 ㎡以内	27,000	60,000	72,000	88000	48,000	78,000	98,000
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	35,000						
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	80,000	108,000	118,000	148,000	88,000	118,000	148,000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	98,000	128,000	148,000	248,000	108,000	198,000	268,000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	見積対応	見積対応	見積対応	340,000	見積対応	280,000	360,000
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内				360,000		320,000	380,000
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以内				380,000		340,000	400,000
4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内				460,000		380,000	480,000
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内				660,000		480,000	680,000
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内				780,000		660,000	800,000
20,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内				880,000		780,000	920,000
30,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内				980,000		880,000	1,080,000
40,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内				1,280,000		980,000	1,320,000
50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内				1,680,000		1,280,000	1,800,000
100,000 ㎡を超える	見積対応						

（建築設備・工作物）（表－7－2）

単位：円

昇 降 機		小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証 を受けたもの	左記以外
	5基以下	38,000/1基	28,000/1基	68,000/1基
	6基以上9基以下	32,000/1基	24,000/1基	59,000/1基
	10基以上	30,000/1基	22,000/1基	56,000/1基
工作物(1件につき)		令第138条第1項の工作物のうち 広告塔、広告板、鉄塔、擁壁		左記以外の工作物
		58,000/1基		別途見積り

- 種別①-1、②-1は、建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物を除きます。
- 当社で仮使用認定通知書を交付している建築物は、完了検査手数料の割引があります。
- 避難安全検証法(評定・大臣認定を含む)・延焼防止建築物等(令136条の2第一号ロ、第二号ロ)による確認申請を行ったものの仮使用認定手数料は、該当する手数料の3割を加算します。
- 一団地の総合的・連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の仮使用認定手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
- 当社で確認済証を交付していない建築物等の仮使用認定手数料は、審査手数料(表-2、3)を加算します。
- 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料に相当する額が追加となります。
- 主要用途は、仮使用部分の用途ではなく、仮使用部分を含む建築物全体の主要用途とします。
- (表-7-2)中の昇降機の基数は、昇降機が設置される建築物及び昇降機の確認申請を弊社で行っており、同一昇降機メーカー、同一申請地及び同日に仮使用認定検査を行う基数の合計数です。
- 当社で審査に関わっていない適合判定通知書等(※)による②の建築物の仮使用認定申請手数料は、省エネ適合性判定料金を加算します。
(※)適合判定通知書等とは、省エネ適合性判定通知書、低炭素認定書、性能向上計画認定書(建築物省エネ法第30条)をいう。
- 法改正に基づく追加図書添付書を提出する場合は、当該建築物の確認申請時の手数料と2025年4月1日改定の確認申請手数料の差額を加算します。ただし中間検査にて差額をすでに受領している場合を除きます。

12. 仮使用認定の申請をする建築物に昇降機の併願申請がある場合は、仮使用認定申請手数料に(表—7—2)の該当する完了検査申請手数料を加算します。

◆ 仮使用認定は認定後の変更に伴う仮使用認定手続きの規定がありませんので、仮使用期間中に変更があった場合は、次の1から8に該当する変更事例(直前の認定が当社の仮使用認定である物件に限る)を除き、表-7-1、表-7-2 及び地域割増手数料を再度適用します。

1. あらかじめ認定(安全計画書による)により工事の進捗に応じ現場検査が2回以上となる場合は、追加1回毎 30,000 円とします。
2. 仮使用部分が同一棟で追加された場合は、追加する部分も加えた仮使用部分全体の床面積を仮使用認定手数料に適用します。
3. 仮使用部分が別棟で追加された場合は、別棟の床面積のみを仮使用認定手数料に適用します。
4. 仮使用する建築物に変更は無く、それ以外の変更のみである場合は、1回毎 30,000 円とします。
5. 仮使用する建築物に変更は無く、敷地内の仮囲い等の区画のみの変更である場合は、1回毎 30,000 円とします。
6. 仮使用部分の範囲に変更は無いが、仮使用する建築物に設計変更があった場合(軽微な変更のみ)は、1回毎 30,000 円とします。
7. 仮使用期間のみの変更は、1回毎 30,000 円とします。
8. その他特殊な事例で別途見積もりを行った場合。

◆ 地域割増手数料 (非課税)

地域割増手数料・料金地域表 (表-19)

単位 : 円

地域名	割増額	対象地域 (都市計画区域内)			
		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
A 地域	14,000	多治見市 土岐市 瑞浪市 御嵩町	熱海市 伊東市 伊豆市		いなべ市
B 地域	26,000	郡上市 八百津町	下田市 河津町 東伊豆町 南伊豆町		亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菰野町
C 地域	38,000	恵那市 中津川市			伊賀市 伊勢市 志摩市 鳥羽市 名張市 玉城町 南伊勢町
見積地域	別途見積額	下呂市 高山市 飛騨市			尾鷲市 熊野市 御浜町 紀北町 紀宝町

※1 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

地域名	割増額	対象地域 (都市計画区域内)			
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	14,000	上尾市 蓮田市 北本市 桶川市 白岡市 坂戸市 日高市 幸手市 鶴ヶ島市 伊奈町 川島町 杉戸町 宮代町 吉見町	印西市 佐倉市 八街市	奥多摩町 檜原村	小田原市 逗子市 秦野市 伊勢原市 平塚市 南足柄市 箱根町 湯河原町 開成町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 真鶴町 葉山町

B 地域	26,000	久喜市 鴻巣市 加須市 羽生市 行田市 熊谷市 東松山市 飯能市 小川町 越生町 滑川町 鳩山町 嵐山町 毛呂山町 ときがわ町	市原市 成田市 富里市 袖ヶ浦市 木更津市 栄町 酒々井町		相模原市の一部 (緑区の一部※1) 横須賀市 松田町 山北町 清川村 愛川町
C 地域	38,000	深谷市 本庄市 秩父市 神川町 上里町 美里町 寄居町 長瀬町 皆野町 横瀬町 小鹿野町 東秩父村	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富津市 茂原市 大網白里市 一宮町 御宿町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 横芝光町 神崎町 長柄町 九十九里町 長生村		三浦市
見積地域	別途見積額			島しょ部	

※1 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

※2 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

地域名	割増額	対象地域 (都市計画区域内)			
		茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	14,000				
B 地域	26,000	つくば市 土浦市 つくばみらい市 守谷市 取手市 牛久市 龍ヶ崎市 阿見町			富士吉田市 都留市 西桂町 富士河口湖町 山中湖村 忍野村

C 地域	38,000	日立市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 高萩市 常陸太田 市 那珂市 ひた ちなか市 北茨城 市 常陸大宮市 水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 下妻市 常総市 坂東市 かすみが うら市 八千代町 境町 五霞町 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 河内町 利根町 稲敷市	鹿沼市 日光市 矢板市 那須烏山 市 さくら市 小 山市 那須塩原市 大田原市 下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 壬生町 上三川町 野木町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川 町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 前橋市 高崎市 太田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻 町 長野原町 みなかみ町 榛東 村	大月市 上野原市 韮崎市 南アルプス市 甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町 身延町
見積地域	別途見積額				

※1 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

地域名	割増額	対象地域（都市計画区域内）			
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
A 地域	14,000	近江八幡市 東近 江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町	亀岡市 井手町		太子町 西脇市 姫路市 福崎町
B 地域	26,000	甲良町 多賀町 甲賀市 日野町	南丹市 京丹波町 宇治田原町		相生市 たつの市 丹波篠山市 淡路市 市川町 神河町 多可町
C 地域	38,000	高島市	綾部市 福知山市 笠置町 和束町 南山城村		朝来市 宍粟市 丹波市 佐用町 赤穂市 洲本市 上郡町 南あわじ市

見積地域	別途見積		舞鶴市 宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町		養父市 豊岡市 香美町 新温泉町
------	------	--	--------------------------	--	---------------------

※1 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

地域名	割増額	対象地域（都市計画区域内）		
		奈良県	和歌山県	前記 18 都府県以外の 29 道県
A 地域	14,000	香芝市 橿原市 葛城市 御所市 桜井市 天理市 王寺町 河合町 上牧町 広陵町 三宅町 安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 川西町 田原本町 大和高田市	和歌山市 岩出市 紀の川市	
B 地域	26,000	高取町 大淀町 明日香村 五條市	海南市 紀美野町 九度山町 橋本市 かつらぎ町	
C 地域	38,000	曽爾村 山添村 宇陀市 吉野町 東吉野村 下市町	有田市 有田川町	
見積地域	別途見積	御杖村 川上村 十津川村 上北山村 村 野迫川村 下北山村 黒滝村 天川村	高野町 広川町 湯浅町 由良町 日高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座 川町 上富田町 日高川町 みなべ町 北山村	北海道、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、山形県、 福島県、新潟県、富山県、 石川県、福井県、長野県、 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県、 福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県 沖縄県

※1 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

1. 確認検査（建築物）、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。
3. 同一敷地（街区）内で一度に複数の工作物完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします
4. 同一敷地内で一度に建築物と工作物の完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
5. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。